

# 日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 適用

本実施要領は、日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

## 2. 業務の目的

本業務は、本市公立保育所への保育業務支援システムの導入により、公立園利用者の利便性を向上させるとともに、職員の業務負担の軽減や作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築すること及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

## 3. 業務概要

業務概要は以下のとおりである。

### (1) 業務名

日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務

### (2) 業務内容

別紙「日向市保育業務支援システム導入運用保守及び関連機器調達業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務期間

#### ① PC 機器等導入業務

契約締結日のから令和 6 年 7 月 31 日まで

#### ② システム導入・構築業務

契約締結の日から令和 6 年 9 月 30 日まで

#### ③ サービス利用（運用保守業務を含む）

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

※ 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

### (4) 契約上限額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### ① PC 機器等導入業務、システム導入・構築業務

4, 0 6 5, 0 0 0 円以内

#### ② サービス利用業務（運用保守業務を含む）（2 園分、オプション機能利用料も含む。）

6, 6 0 0, 0 0 0 円以内（1 園月額 5 5, 0 0 0 円以内、6 0 ヶ月分）

## 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不

健全であると認められる者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく、再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 6 年度日向市建設業者等有資格者名簿に登載されている者で、「業務委託」の業種に登録されていること。（ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。）
- (9) ISO/IEC27001:2013（ISMS）または一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていること。

## 5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日	提示及び提出方法
選定委員会発足	令和 6 年 5 月 14 日（火）	
公告・募集開始	令和 6 年 5 月 17 日（金）	日向市 HP
質疑受付期間	公示後～令和 6 年 5 月 24 日（金）	電子メール
質疑への回答	令和 6 年 5 月 31 日（金）まで随時	電子メール
参加表明書の受付期間	令和 6 年 5 月 17 日（金）～令和 6 年 6 月 5 日（水）	持参又は書留郵便及び電子メディアまたは電子メール
参加資格審査・企画提案書の提出要請	令和 6 年 6 月 10 日（月）	
企画提案書等提出期限	令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 5 時	持参又は書留郵便及び電子メディアまたは電子メール
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 6 月 26 日（水） 午前 10 時～午後 4 時	
審査決定通知（予定）	令和 6 年 6 月 27 日（木）	指定様式にて

契約締結日	令和6年7月初旬（予定）
-------	--------------

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合があります。

## 6. 質問の受付、回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。質疑内容及びその回答は、日向市公式ホームページ上にて公表するものとする。なお、プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時
- (2) 提出先 日向市立細島保育所  
住 所 〒883-0001 宮崎県日向市大字細島733  
電 話 0982-52-4073  
メール hoso-ho@hyugacity.jp
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 質問の回答 令和6年5月31日（金）まで随時

## 7. 参加表明手続等

- (1) 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時必着
- (2) 提出先 上記「6(2)」に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）

※ あわせて、電子データ（Word・Excel・PowerPoint・PDF形式）としても電子メディアまたは電子メールにて提出すること。なお、データ提出分に押印は不要。

### (4) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（別記様式第2号）
- ② 会社概要（様式第1号）
- ③ 実績調書（様式第2号）
- ④ ISO/IEC27001:2013（ISMS）または一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていることを証明するものの写し。

### (5) 留意事項

本プロポーザルへの参加は、これら資料の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届書（様式第7号）を持参または郵送で提出すること。

## 8. 参加資格審査・通知

日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）に基づく、日向市保育業務支援システム導入運用保守業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において、「4. 参加資格要件」審査を行う。

資格要件を満たす者には、企画提案書の提出を求めるものとし、プロポーザル参加資格確認結果通知書（別記様式第3号）にて通知する。

## 9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月19日（水）午後5時必着
- (2) 提出先 上記「6(2)」に同じ

(3) 提出方法 上記「7(3)」に同じ

(4) 提出書類 1部

① 企画提案書（任意様式）

② 機能要件対応表（様式第3-1号）（様式3-2号）

各要件への対応状況を記入の上、提出すること。

③ 参考見積書（様式第6号）

各費用の積算根拠及び内容がわかるように記載すること。

令和7年度以降の見込み金額についても記載すること。

上記3(4)の契約上限金額を超える見積書を提出した参加者は、失格とする。

10. 企画提案書（任意様式）作成にあたっての留意点

(1) A4版横（必要に応じてA3版横でも差支えないが、A4版サイズに折り込むこと）

(2) 50ページ程度（表紙、中表紙及び目次は含まない。ページ番号を付すこと）

(3) 評価基準表（様式第4号）に記載する項目に対してわかりやすく説明すること。

(4) 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

11. 提出書類の取扱い

(1) 提出期限終了後は日向市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、最優秀者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。

(4) 提出書類は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。

(5) 提案者が提供した従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

(6) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

12. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査会で評価を行う。提案者が5者を超える場合、企画提案書等による書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの対象とする参加者をあらかじめ選定できるものとする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

(1) 実施日 令和6年6月26日（水）

(2) 出席者 4名以内

(3) 時間 60分

・プレゼンテーション（デモンストレーション含む） : 40分

・質疑応答 : 10分

・事前準備、片付け : 10分

(4) 内容

① 企画提案書の内容説明、システムデモンストレーション及び質疑応答

② デモンストレーションでは、以下の内容を実施すること

ア システム概要（画面構成など）の説明

イ 各機能の説明

- i 登降園管理機能
- ii 保護者との連絡機能（お知らせ配信、欠席遅刻連絡等）
- iii 保育ドキュメンテーション（保育記録）
- iv その他（写真の活用方法、オプション機能など）

※ タブレットとPCで利用可能な機能が異なる場合や画面の構成、操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を説明すること。

### 1 3. 審査・通知

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書、プレゼンテーション等の説明及び質疑応答の内容を評価基準表（様式第4号）に基づき、審査会において採点し、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。ただし、合計点が満点の60%に満たない参加者は、優先交渉権者及び次点交渉権者に特定しない。
- (2) 提案書を提出した参加者が1者のみの場合にあっても、プレゼンテーション等を実施の上、審査会において、当該参加者を優先交渉権者として特定することについて審査を行う。
- (3) 評価基準表（様式第4号）に基づき採点した結果、複数の同得点者が生じた場合は、審査会の合議により順位を決定する。
- (4) 審査の結果については、優先交渉者として特定された者（以下「候補者」という。）にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」（別記様式第7号）により通知する。
- (5) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。
- (6) 審査結果については、日向市公式ホームページにおいて公表する。なお、審査結果の公表時には、候補者以外の参加者名は非公表とする。

### 1 4. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

### 1 5. 失格要件

以下に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (7) 提出された見積書の金額が「3. 業務の内容（4）契約上限額」を超過した場合。
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合

(9) その他審査会が不適格と認めた場合

16. 業務委託契約

候補者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について担当部署と協議を行う。仕様書等の詳細は、候補者が提案した内容が基本となるものの、日向市と候補者との協議により最終決定する。委託契約額は、見積書により提出された金額を上限とする。

なお、候補者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

17. その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。

(2) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 当該業務を委託する相手方の決定については、候補者を対象として、事業内容、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するため、優先交渉者の特定をもって提案者の企画提案の内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。

(4) 本実施要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の定めるところによるものとする。

18. 問い合わせ先

所在地 〒883-0001 宮崎県日向市大字細島 733

担当課 日向市立細島保育所

電話番号 0982-52-4073

電子メール hoso-ho@hyugacity.jp